

食安輸発0607第3号
平成25年6月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年6月7日付け食安輸発0607第1号）にて通知したところです。

今般、モニタリング検査において、韓国産養殖ひらめより、*Kudoa septempunctata* の孢子数が 1.0×10^6 個/g を超えて検出されたことから、下記養殖業者を上記通知の別表8に追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

養殖業者名：NULPOOLUN 営漁組合法人
登録番号：K-F-CJ-386